慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	河原田稼吉 労働行政綱要
Sub Title	
Author	園, 乾治
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1928
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.22, No.1 (1928. 1) ,p.164- 166
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	新刊紹介
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19280101-0164

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

勞働行政綱要

河原田稼吉

本書は內務省社會局に於て勞働部長として多年我國の勞働行政に關係せる河原田稼吉氏が、勞働行政に關する鳥瞰圖を提供せんが爲に著したものであつて、次の七編より成つて居る。

第一編は勞働行政の意義、必要、內容を取扱ふのであつて、勞働行政とは所謂勞働問題の解決に關する國家の行政を謂ふのであると冒頭し、次で勞働問題と言ふのは狹義の社會問題であつて、資本家と勞働者との間に生ずる社會上の各種の問題であり、此場合勞働者とは主として工場鑛山等近代的形態の產業に從事する肉體勞働者を指すのであると述べ、而して勞働行政の內容は國に依つて異るべきも、大體に於て、雇傭契約に干涉して勞働者の保護を圖る積極方面と、各種の自治行動に對する障害を除去する消極方面とがあり、工場法勞働保險等は前者に屬し、勞働組合等に關する行政は後者に屬することを述べて居る。然し全體として本篇の論述は餘りに簡略に過ぎ、勞働行政の本質の何たるかを十分理解し難き憾が無いでも無い。

第二編は國際勞働機關と我國の勞働行政との關係を說明するのであつて、國際勞働機關成立の由來と之が設置の精神より說き起し、國際勞働總會と事務局との組織を述べ、續いて總會の業績と題し、三十餘頁を費して、第一回より第九回までの總會に於て採擇せられたる條約案と勸告を列擧し其大要を說明し、之に對する各國の態度を述べ、我國の勞働行政に及ぼしたる影響を勞働組合に對する國家の態度と勞働法規の二方面に分ちて詳細に記述し、勞働代表を選出するに就て數年間勞働組合を無視したるも遂に之を本位とするに至りたることと、我國の批准せる七個の條約案と其趣旨に基く國內法規の改廢とを擧げて居る。斯の如く本篇は勞働總會と我國の勞働行政に關する研究の資料となる部分を含むで居るが、彼の「權限ある機關」の問題に就ては殆んど論及して居ない。

第三編は勞働組合に關するものであつて、先づ勞働組合の意義、種類、職分より組合組織が產業上社會上の平和を招來するに有力なることを敘し、ヨーロッパ及びアメリカに於ける國內の勞働組合運動及びアムステルダム聯合とキリスト敎組合聯合を記し、轉じて我國の概況を最近の統計を用ひて略述し、我國の勞働組合法制定に關する從來の經緯を詳論し、各種の法案を一々列擧し、更に第五十一議會に提出せる勞働組合法案に就て、五十餘頁に亘つて、社會局私案、確定法案を解說し、最後に勞働組合法を制定し、勞働組合を公認し、法制上適當の地位を與へ、產業の發展に努めしむることは國家の急務なることを主張して居る。

第四編は勞働爭議と題し、其意義及び目的を簡單に述べたる後、ヨーロッパに於ける概況と我國に於ける概況とを統計を以て示し、治安警察法の適用と其廢止に至る顚末より、大正十五年の勞働爭議調停法の制定に移り、其全文を引用して概要を說明し、轉じてストライキの際に於ける義勇團體、即ちイギリスのオー・エム・エス、フランスのユニオン・シビック、ドイツのテヒニッシュ・ノートヒルフェに論及し、殊にドイツの團體に就ては數頁を割いて居る。

第五編は勞働者保護法に關するもので、勞働保護は傭主の溫情に一任し難く、國家が社會政策の見地よりのみならず、生產政策の見地よりも立法を必要とすることを述べ、次に工場法に就て內外に

於ける立法の沿革、適用範圍、就業制限、工場設備、雇傭、扶助に關する規定を解說し、其運用に關する統計を援用し、就中、扶助に就ては五十頁に亘りて微細に論じ盡し、而して鑛夫保護に就ては疾病率及び災害率より鑛夫に對する保護の必要の緊切なることを立論し、法規の解說と運用を例示し、然る後、勞働保護法規の制定は作業能率の上より見るも有利なることを內外の實例に徵して證明し、最後に我國に於て特に重要なる女工の問題と勞働者募集の問題にも論及して居る。

而して第六編に於ては福利施設に就て其必要、效果、實例を概說し、最後の第七編に於ては勞働行政を主管する官廳の組織を略述して居る。

是等の諸論のみにて勞働行政の全班を盡すものであると言ふには異論があるであらう。殊に健康保險及び職等紹介所制度等に就て少しも記する處の無いのは遺憾である。又個々の問題に關する特殊研究としては他に推すべき文獻があるであらう。例へば前田多門氏の國際勞働、山中篤太郎氏の勞働組合法案、北原安衛氏の勞働爭議調停法、木村河司氏の勞働者募集取締令、吉阪俊藏氏の工場法に關する著書の如き其例示である。然かも本書は其關說せる限に於て、就中、國際勞働機關、勞働組合法案、勞働爭議調停法、工場法に關する諸章の如きは、平明簡潔にして參考すべき好文字たるを失はぬ。（昭和二年六月發行東京市神田區松華堂版、定價金四圓巖松堂版、定價金四圓五拾錢）

（昭和二年十二月十七日稿）

園　乾治

堀江歸一教授逝く

高橋誠一郎

近く田中一貞、田中萃二郎、阿部秀助、石田新太郎、神戸彌作の諸氏を失へる我が慶應義塾は今又、堀江歸一教授を喪ふ。教授の死は啻だに我が慶應義塾大學の蒙れる一大損害たるのみならず、又、實に我が學界の一大恨事なり。

教授は本年十二月二日、大阪市に於いて講演放送を行ひ、次いで京都市に移り、同夜岡崎公會堂に開かれたる春秋社主催の講演會に臨み、當夜最終の講演者として壇上に立ち、開講後僅かに十分、腦溢血症を發して卒倒し、意識を失ひながら、猶ほ聽衆に向つて物語るの態を示しつゝありしが、直ちに同市三條御幸町松吉旅館に移され、諸醫家の加療、夫人及び令息の看護も其の效なく、同月九日午後八時十三分を以つて終に永眠す。遺骸は十一日午前六時東京驛に着す。時に夜未だ明けず、殘月影猶ほ鮮かにして、寒氣骨に徹す。遺骸を護りて車を下る者、遺骸を迎へて步廊に立つもの皆聲を飲みて泣く。

教授は明治九年四月二十七日を以て東京に生れ、同二十五年四月慶應義塾幼稚舍を卒業し（當時の幼稚舍は其の課程現今の其れと同じからずして中學程度の教課をも授けたり）、同二十七年正科（凡そ現在の大學豫科に當る）を卒へ、更らに大學部理財科に入りて同二十九年十二月之れを卒業し、